

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年2月16日（平成30年（行情）諮問第108号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（行情）答申第72号）

事件名：特定河川の河川敷の占用に関する取決めの内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、中国地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成29年10月13日付け国中整総情第1150号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

レースで必要な機材を置くために場所が必要。

40年ほど前からこの場所を利用しています。

それが、昨年から撤去させられました。

機材が重いため、運ぶことが困難なので、常設させていただきたい。

（2）意見書

審査請求人から平成30年3月21日付け（同月22日收受）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

（1）本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めたものである。

（2）本件開示請求を受けて、処分庁は、文書不存在を理由に原処分を行った。

（3）これに対し、審査請求人は諮問庁に対し、原処分を取り消すことを求めるとの審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求書の審査請求人の主張は、以下のとおりである。

- ・原処分取消しを求める。
- ・レースに必要な機材を置くために場所が必要。
- ・40年ほど前からこの場所を利用しています。
- ・それが、昨年から撤去させられました。
- ・機材が重いため、運ぶことが困難なので、常設させていただきたい。

(2) 開示請求の経緯等を考慮すると、審査請求人の主張は、以下のとおりであると思われる。

特定県を流れる特定河川の河川敷に、モーターボートレースを行うための機材を置いていたが、当該機材を置くことについては、30数年前に審査請求人が所属する特定団体の会長と建設省等が集まって話し合いをした際に、河川敷の使用許可を口頭でもらっている。

そして、建設省が同団体に対し河川敷の使用を許可する旨を記載した議事録を作成し、保有しているはずであるから、本件開示請求において、当該議事録を請求した。

しかし、本件対象文書は不存在であるとして不開示決定を受けたので、再度、本件対象文書の存否について確認をしてほしい。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書は存在しているはずである旨を主張していることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 本件対象文書は、特定河川における特定団体が、30数年前に口頭により河川敷の使用の許可を得たとする話し合いに関する文書である。

同団体による特定河川の河川敷の使用に関して、特定河川を管理する特定河川事務所は、河川法24条及び26条1項の規定に基づく許可を得ることなく機材を設置したとして、昭和50年代から特定日に自主撤去するまでの間、撤去指導を続けている。

そして、当該案件は、特定河川事務所にとって長年の懸案であったため、昭和50年代から現在まで一連の文書を保有している。特定河川事務所が保有する文書を確認すると、30数年前の昭和50年代から現在に至るまで、一貫して撤去指導の記録であり、本件対象文書で請求のあった同団体に河川敷の使用の許可を与えたとされる記録は一切ない。

(2) 処分庁は、本件対象文書にあたる文書を保有していないと説明するが、その説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆す特段の事情も認められない。

(3) 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(4) 以上のことから、原処分において文書不存在を理由に不開示決定したことは妥当であると考えられる。

4 結論

諮問庁としては、文書不存在を理由に不開示決定とした原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年2月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年4月23日 | 審議 |
| ⑤ | 同年5月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、開示請求時点から30数年前に特定団体が特定河川においてポートレースを行う上で、口頭により当該河川区域内の占用許可等を得たとする話を記録した文書である。

イ 一方、特定河川を管理する特定河川事務所は、当該団体が当該河川敷を使用することに関して、河川法24条（土地の占用の許可）及び26条1項（工作物の新築等の許可等）の規定に基づく許可を得ることなく機材を設置したとして、昭和50年代から特定日に自主撤去するまでの間、撤去指導を続けている。

ウ 特定河川事務所にとっては、当該団体による当該河川敷の無許可使用を是正する行政指導の完遂が長年の懸案であったため、昭和50年代から現在まで行政指導の記録文書を保有している。諮問庁が処分庁の保有する文書を確認したところ、保有している文書は昭和50年代から現在に至るまで、一貫して撤去指導を行った記録であり、本件対象文書で請求のあった当該団体に河川敷の使用の許可を与えたとされる記録は一切なかった。

エ 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえ、外に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、中国地方整備局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、中国地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

30数年前に特定市内にて当時特定建設省，特定市，警察署及び特定団体会長との特定河川特定橋の下流600m～特定橋の上流100m間の協議内容の議事録（特定河川の河川敷の占用に関する取り決め内容がわかる文書）